

資料提供(投げ込み) 平成31年2月1日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
選挙管理委員会事務局 (電話059-229-3236)	選挙担当理事(兼) 選挙管理委員会事務局長 福井 泰宏

## 津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙の選挙期日、立候補 予定者説明会等について

平成31年2月1日付けで、津市議会議長より市議会議員に欠員が生じたことの通知がありましたので、公職選挙法第113条第3項及び第4項の規定により津市長選挙と同時に津市議会議員補欠選挙を行うことになりましたのでお知らせいたします。また、立候補予定者説明会については下記のとおり開催する予定です。

### 記

- 1 選挙期日及び選挙期日の告示日（津市長選挙、津市議会議員補欠選挙ともに）
  - (1) 選挙期日  
平成31年4月21日（日）
  - (2) 選挙期日の告示日  
平成31年4月14日（日）
- 2 立候補予定者説明会の日時及び会場

	日 時	会 場
津市長選挙 立候補予定者説明会	平成31年3月25日(月) 午前9時30分	津市本庁舎8階 大会議室A
津市議会議員補欠選挙 立候補予定者説明会	平成31年3月25日(月) 午後1時30分	津市本庁舎8階 大会議室A

## 公職選挙法抜粋

(補欠選挙及び増員選挙)

第百十三条 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、前条第一項から第五項まで、第七項又は第八項の規定により、当選人を定めることができるときを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、第百九条又は第百十条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一～五 （略）

六 市町村の議会の議員の場合には、第百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき。

2 （略）

3 参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員の数が第一項各号に該当しなくても、次の各号の区分による選挙が行われるときは、同項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。ただし、次の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に（市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の日前十日以内に）当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が第百十一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けたときは、この限りでない。

一～二 （略）

三 地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区（選挙区がないときは、その区域）において同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき。

4 前項の補欠選挙の期日は、同項各号の区分により行われる選挙の期日による。

5 （略）